

地域経済を支える港湾の既存施設の有効活用と災害対応力の強化

政策提言先 国土交通省

政策提言の要旨

- ・ 地域経済を支える地方の港湾において、国内基幹産業への重要物資の安定供給、近年増加している外国クルーズ船の安全な受け入れなどを進める上では、整備が完了した岸壁等を最大限に活用することが重要です。このためには、防波堤の早期完成を図り、港内の静穏度を向上させる必要があります。
- ・ また、港湾施設は、大規模地震時等における津波被害の軽減や、救援・復旧物資輸送の確保に重要な役割を担っており、防波堤の「粘り強い化」や岸壁の「耐震化」を促進する必要があります。
- ・ こうした防災対策は、安全・安心を確保するための未来への投資であり、莫大な予算が必要となります。そのため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、必要な予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、南海トラフ地震の発生が逼迫していることを踏まえ、能登半島地震の教訓を踏まえた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年以内に策定し、5か年加速化対策後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して安定的・継続的に取り組むこと。

【政策提言の具体的内容】

- 地域経済を支えるとともに、防災拠点としても重要な役割を担う港湾においては、既存プロジェクトや大規模地震に備えた防災・減災事業を推進するために、以下の視点による重点投資が必要となります。
- (1) 整備が完了した岸壁等を最大限に活用するための防波堤の整備促進
高知港（南防波堤、東第2防波堤） <港内静穏度の確保>
- (2) 大規模な地震・津波に対し、防災・減災効果を発揮する防波堤の粘り強い化（粘り強い構造への補強）や発災直後から緊急物資等の輸送拠点となる耐震強化岸壁の整備促進
高知港（東第1防波堤、南防波堤、桂浜防波堤） <防災・減災機能の強化>
須崎港（湾口西防波堤、湾口東防波堤、港町-7.5m1号岸壁の耐震化）
宿毛湾港（池島第1防波堤）（池島第2防波堤 R4完成）

【政策提言の理由】

- 本県では、港湾施設を最大限に活用するため、外国クルーズ船の積極的な誘致や農林水産物の輸出促進に向けた取り組みを進めるなど、様々なソフト施策を展開しているところです。
- 国内基幹産業への重要物資の安定供給、外国クルーズ船の安全な受け入れなどに向け、港湾施設を最大限に活用するためには、継続した港湾整備が必要です。
- また、本県の重要港湾3港は、発災後の救援・復旧物資輸送の確保に重要な役割を担っていることから、津波被害を軽減する防波堤の延伸・粘り強い化と耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要があります。
- そのため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、必要な予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、南海トラフ地震の発生が逼迫していることを踏まえ、能登半島地震の教訓を踏まえた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年以内に策定し、5か年加速化対策後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して安定的・継続的に取り組むこと。

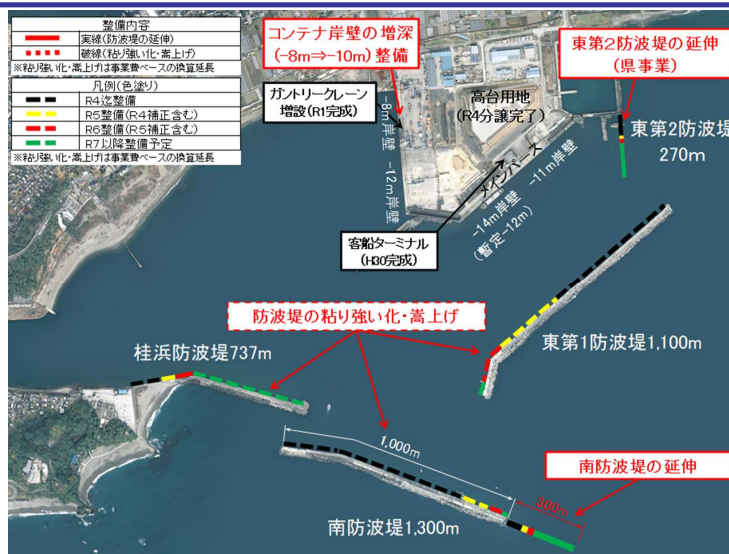
地域経済を支える港湾の既存施設の有効活用と災害対応力の強化

◆高知県内の重要港湾における岸壁の安定的な利用のための整備や大規模地震に備えた防災・減災対策の推進

[高知港 三里地区]

[須崎港]

[宿毛湾港 池島地区]

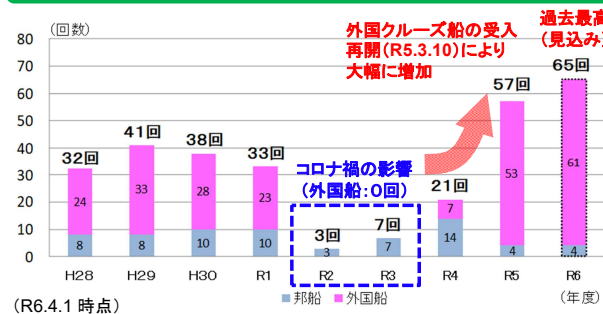


- ◆静穏度不足により荷役障害やロープが切れる被害が発生
⇒南防波堤の延伸を促進
- ◆地震・津波対策
⇒三重防護の第1ラインを担う防波堤の粘り強い化・嵩上げの促進
- ◆コンテナ船の大型化に伴い岸壁水深が不足
⇒コンテナ岸壁の増深(-8m→-10m)整備が必要



- ◆湾口防波堤がH26.3竣工
・静穏度が向上したことにより、企業の生産活動が活発化
・津波に対する安全性が格段に向上
⇒H26以降港湾取扱貨物量(フェリー除く)が四国1位
⇒大水深岸壁(-13m)の整備が必要

高知県のクルーズ船寄港推移



- ◆池島第2防波堤がR2.8竣工
・静穏度の確保により、利用船舶の安全性・利便性が向上
・防災拠点港としての機能強化
⇒池島第1防波堤の粘り強い化・嵩上げの促進

池島第2防波堤の粘り強い化・嵩上げ



- 《政策提言》
- ・防災・減災効果を発揮するとともに、既存岸壁等を最大限に活用するためには、防波堤の整備や粘り強い化等の推進が必要。
 - ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、必要な予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。
 - ・また、南海トラフ地震の発生が逼迫していることを踏まえ、能登半島地震の教訓を踏まえた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内に策定し、5か年加速化対策後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して安定的・継続的に取り組むこと。